

海外のデータ保護機関・国際的なプライバシー専門家等からの 情報収集・調査等について

デジタル経済において、個人情報を含むデータの国境を越えた流通が増大している中、世界各国における個人情報保護に関するルール整備の状況を踏まえ、個人情報に関して、信頼性が確保されたデータフリーフローのための国際的な枠組みの構築を図っていくことが重要となっている。

そのため、当委員会では、様々な機会を捉え、専門委員による関係機関との対話や国際会議の開催・参加等を通じて、海外の個人情報保護をめぐる動向に係る情報収集・調査を行い、併せて、個人情報保護や国際的な個人データ移転の枠組み構築に係る当委員会の取組等について積極的に情報発信を行った。

(2018～2019年における主な情報収集・調査等の相手方)

独・ニーダーザクセン州個人データ保護委員会バーバラ・ティール委員長

独・バイエルン州個人データ保護委員会トーマス・ケーニツヒ委員長

仏・CNIL マリー＝ロール・ドゥニ委員長

英・ICO エリザベス・デンハム委員長

英・ICO ジェームズ・ディップル＝ジョンストン副委員長

EDPB アンドレア・イエリネク議長

米・商務省 ジェームズ・サリバン次官補代行

米・司法省 ピーター・ウィンプライバシー統括官代行

香港・PCPD トニー・ラム副委員長

豪・OAIC アンジェリーナ・フォーク委員長

OECD ワイコフ科学技術イノベーション局長

1. 海外の個人情報保護をめぐる動向の情報収集・調査

関係機関や学識経験者等から寄せられた意見として注目される点は次の通りである。

(1) 国際的なデータフロー関係

【相互運用性に関する意見】

- 相互運用性は制度間の共通性と相違の理解から始まる。EUの十分性プロ

セスはこの相互運用性を達成するための一つの手法であり、その一方で、説明義務を果たし信頼を醸成することも、相互運用性の道筋だと思う。また、データ保護当局間においても、調査・執行等の規制活動の相互協力及び共通するリスクに対処するための政策の共有を行うことにより、信頼醸成に大きな役割を果たす。重要なのは、われわれがグローバルコミュニティとして協力し、信頼を醸成できるかどうかだ。

(欧州データ保護機関)

- 欧州評議会第 108 号条約及び GDPR に代表される欧州の個人情報保護に係るアプローチと対比されるものとして、①企業の自主努力に重きを置く米国型のアプローチ、②貿易交渉と歩調を合わせて議論する日本型のアプローチ及び③諸外国と全く異なる中国型のアプローチ、があり、これ等に対しては相互運用性を高めて行くことが望ましい選択である。また、個人情報保護の執行可能性を維持して行くためには、プライバシー保護法、消費者保護法及び独占禁止法の連携・整合性の確保が重要になる。

(欧州データ保護機関)

- データは経済的なインパクトも大きく、その信頼性は重要である。現状の世界における多様な規制を踏まえると、異なる規制をブリッジすることが唯一の有効なオプションであり、1つのグローバルな規制を作るのではない。

(米国当局)

- それぞれの文化や法制度、経済発展、技術革新の違いを前提とすれば、単に GDPR をコピーすればいいというものではない。プライバシーやデータ保護に関する単一の世界基準はできないだろう。だから、プライバシーやデータ保護に対して革新的な枠組みをもって当局間の違いを埋めていく必要がある。米国は現在、プライバシー体制の違いを埋めるために二つの認証メカニズムを持っている。プライバシーシールドと CBPR システムである。これらがグローバルな認証メカニズムへとつながっていくものと期待している。

(米国当局)

【データ流通における信頼に関する意見】

- 自由なデータ流通においてどのような信頼が期待されているのか。一つ目は、個人データが保護されること。EUでは流通したデータに対しても GDPR による保護が与えられる。二つ目は、グローバルなデータの自由な流通が依

存できるツールがあること。EU 当局は現在、国際的なデータ移転ツールの認証・認定を始めている。これによって新しい興味深いツールとなり、信頼が醸成されると思う。三つ目は、将来のデータの自由な流通イニシアチブが規制当局によって協調的に導入・執行されること。データの自由な流通は、持続可能なモデルの上に構築され、われわれの基準をグローバルに押し上げていくことに貢献する。

(欧州データ保護機関)

【我が国の取組みに対する意見】

- (グローバルな相互運用性について) それはいい考えだ。重要だが、簡単なトピックではない。どのように要件を満たしていくのか、どのように収斂できるのか見守りたい。日本は相互認証の後、どのように異なるシステムをブリッジしていくのが良いのか、よくわかっていると思う。

(欧州データ保護機関)

- CBPR は APEC という経済モデルにもとづいているので (GDPR と) 同等ではないかもしれない。異なる法域との間でも運用可能にするという日本の取組に期待したい。日本がプラン A (相互認証)、プラン B (CBPR) の他にも考えているのは素晴らしい。

(欧州データ保護機関)

- OECD プライバシーガイドラインが有用であり、(日本が) 活用を促進しようとしていると聞いて、非常に良かった。

(OECD 事務局)

- GDPR の十分性認定の取得にいち早く動き出した日本は、APEC の CBPR システム体制にも参画しており、制度間の調和を図るための橋渡し役として最も適任だろう。

(欧州系シンクタンク)

(2) GDPR を取り巻く状況

- GDPR の施行は、ヨーロッパ経済圏の 31 カ国のデータ保護当局を結びつけた。一年目は課題があったが、自己評価としては成功したと考えている。データ保護当局は、かつて以上に緊密に協力し日々情報交換を行い、執行上

の一貫性を担保している。

(欧州データ保護機関)

- 日本企業を何社か訪問したが、GDPRの遵守に対する意識が非常に高く、興味深い質問を受けることが多かった。GDPRへの対応に対する日本企業の努力を窺い知ることができ、また、個人情報保護委員会が重要な役割を果たしていると感じた。

(欧州データ保護機関)

- 我々が行いたいのは、個人データの保護である。違反者に課徴金を科すことは、我々の任務の目的ではない。

(欧州データ保護機関)

- 在欧日系企業において、データ漏洩が発生したにも関わらず、日本の本社との連絡に時間を割き、当地欧州のDPOに情報が入ったときには発覚から48時間を経過しており、あと24時間もないうちにDPAに報告しないといけない状態だった、という事例があった。データ漏洩が発覚した場合には、まずDPOに連絡するという体制を構築することが肝要。

(欧州系DPO関係者)

- 予告なしに当局の検査官がやってきて、PCの確認や従業員への尋問が行われる。調査対象となる企業はランダムに抽出されていることが多い。一方、GDPRの遵守は負荷が大きいため、当局による調査においては、制裁を科すというより事業者をフォロー、支援する雰囲気強い。

(欧州事業者)

(3) CBPR 関係

- GDPRの拘束的企業準則(Binding Corporate Rules)や標準的契約条項(Standard Contractual Clause)に基づく越境移転は消費者からその存在が分からないということもあり、消費者の信頼及び透明性の観点でAPECのCBPRシステムにメリットがありうると考えている。

(アジア太平洋データ保護機関)

(4) 個人情報保護法制のあり方

【漏えい報告等】

- GDPR 施行前より報告件数が格段に増えた。施行直後は報告する必要がない場合まで報告するというケースがかなり多かったため、報告対象となるしきい値を説明するセミナーを行った。

(欧州データ保護機関)

- 当局が受けた報告件数は、前年から増大した。一般からの相談件数も大幅に上昇した。このような状況に対処するため、当局は職員数を増やすとともに、イノベーションにフォーカスした新しい部門の設立等による技術力 (technical capacity) の強化を行った。

(欧州データ保護機関)

- 2018 年に GDPR ができてから報告が義務となった。報告を受ける業種としては、コミュニケーション分野や保険関係が多くなっている。また、科学・技術関係についても報告を受けている。

(欧州データ保護機関)

- 報告を義務化したことで、企業としては、制裁や調査をされるのではないかと恐れているため、そのようなことはなく、制裁をするのはあくまでも、重大な事案や、いい加減な対応をしていた場合で、例外的な措置であることを知ってもらい、セキュリティレベルを上げる手伝いをするを目的としている。報告制度は良いもので、義務とすることで、企業が内部でサーベイランス、モニタリング、ドキュメント作成をするようになるため、企業としてレベルが上がる。

(欧州データ保護機関)

- 個人情報の処理に関して問題が発生した場合は、企業が DPA に通知することになっているが、通知を怠ったり、遅れたりした場合でも、今のところはすぐに制裁を行うことは考えていない。すぐに制裁を科すのではなく、企業との信頼関係を築くことで、企業側が通知しやすい環境を作ること为目标としている。

(欧州データ保護機関)

- 2018 年 2 月から報告が義務となり、義務化以前と比べ、報告件数は増大

した。セキュリティのレベルを上げることが大切であり、透明性・アカウントビリティのレベルを上げることで利益がある。リスクの種類として主なものに、メールやファックスを送付する際のヒューマンエラーがある。

(アジア太平洋データ保護機関)

【その他】

- ルールを破る事業者ではなく、ルールを守る事業者にメリットがある制度が作れたらと思っている。

(欧州データ保護機関)

- EUはコントロールを基軸に据えた法制度であるのに対して米国はトラストを基軸に据えた法制度という違いがあるところだが、トラストに関して、レギュレーションとプラクティスのギャップの有無についても着目すべきではないか。EUでは、レギュレーションはハイレベルであるが、日本と米国では、レギュレーションとプラクティスが近いと言えると思う。

(米国当局)

- 保護水準を引き上げてどこか一つの国の制度合わせていくというのではなく、それぞれの国の制度を意識したうえで個別企業レベルでのアカウントビリティを確保すべき。

(米国系シンクタンク)

2. 当委員会からの情報発信等

- 本年1月の日EU間の円滑な個人データ移転の枠組み発効後、当該枠組み構築に係る取組内容や意義について、国際会議の場で発信した。また、欧州に所在する日系企業を対象として、説明会を実施した。

- APECのCBPRシステムの促進に係る当委員会の取組等について、国際会議の場で発信した。

- 個人情報に関して、信頼性が確保されたデータフリーフローのための国際的な枠組みの構築に係る当委員会の取組についても、国際会議の場で発信した。

3. データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議への貢献

- 本年4月、当委員会山地専門委員が、本年10月にアルバニアで開催予定の第41回データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議（ICDPPC）のオープン・セッションのプログラム諮問委員会のメンバー（注）となった。

（注）山地専門委員の他、オランダ（共同議長）、アルバニア（共同議長）、チュニジア、英国、フランス、米国、メキシコ、オーストラリアのデータ保護機関、有識者、NGO等からの代表者13名により構成されている。

- 当該プログラム諮問委員会において、アジア太平洋地域に属する日本としての立場を活かし、会議内容のバランスを図るため、会議テーマの改善に関する意見を含めた積極的な提案を行った。

（以 上）